

# 平成30年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会議事録

- 1 開催日 平成30年6月25日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時35分開会 午後2時閉会
- 3 開催場所 旭川市9条通9丁目 旭川市職員会館 2階 2・3号室
- 4 出席委員 19名
- |           |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番・宿谷 昌一  | 2番・鷺尾 勲   | 3番・川上 和幸  | 4番・山口 喜松  |
| 5番・一宮 敏昭  | 6番・鹿野 直子  | 7番・松木 一幸  | 8番・笹田 文彦  |
| 9番・清水 利秋  | 10番・高倉 伸淳 | 11番・石尾 卓也 | 12番・滝川 岳雪 |
| 13番・宮嶋 睦子 | 14番・平 克洋  | 15番・吉田 清  | 16番・波能 隆  |
| 17番・柿木 和恵 | 18番・鈴木 剛  | 19番・幅崎 勝良 |           |
- 5 欠席委員 なし
- 6 会議出席  
事務局職員
- |          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 津村 事務局長  | 加藤 事務局次長 | 三浦 農地係長  |
| 井上 農地係主査 | 清原 農地係主査 | 長根 農地係主任 |
| 石山 農地係主任 | 荒 農地係主任  | 武田 農地係主任 |
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録  
署名委員
- |          |          |
|----------|----------|
| 5番・一宮 敏昭 | 6番・鹿野 直子 |
|----------|----------|
- 9 議事内容
- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
  - (4) 議案第4号 現地目証明願について
  - (5) 議案第5号 旭川農業振興地域整備計画について
  - (6) 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について
  - (7) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
  - (8) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
  - (9) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

## 10 議事録本紙

- 議長（鈴木 剛） ただいまから、平成30年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、18名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 5番一宮委員、6番鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。
- また、会議につきまして、発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
- それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
- 御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転が、西神楽地区で1件、神居地区で1件、東鷹栖地区で1件の計3件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番及び3番につきましては、譲渡人が老齢のため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の安定を図る案件です。
- 番号2番につきましては、譲渡人が離農したため、所有する農地を譲受人に譲渡し、譲受人が経営の効率化を図る案件です。
- お手元にある農地法第3条調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
- 1番について補足説明いたします。
- 1番については、譲受人が農地を取得し、経営の安定を図る案件ということで問題はないと考えるので、よろしくお願いします。
- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。
- 2番について補足説明いたします。
- 2番については、譲受人が農地を取得し、経営の効率化を図るということで問題はないと考えるので、よろしくお願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
- 3番について補足説明いたします。
- 3番については、譲受人が農地を取得し、経営の安定を図る案件ということで問題はないと考えるので、よろしくお願いします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、所有権移転番号1番ないし3番について、審議願います。
- 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第1号異議なしと認め、許可することに決定いたします。

- 
- 議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請

について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任）

事務局。

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案第2号資料の位置図を御覧ください。

申請地は、JR永山駅から南南東方向へ1.2kmのところのところに位置します。

次に、位置図と合わせて土地利用計画図を御覧ください。

農地区分につきましては、市街化調整区域内において、概ね10ha以上の規模となる一団の農地の区域内にあり、高性能農業機械による営農に適している農地として区分されることから、甲種農地と判断されます。

次に、許可基準について御説明いたします。

次ページのA3資料、意見書を御覧ください。

甲種農地の転用は原則として許可することができないこととなっておりますが、農地法施行令第4条第1項第2号へ「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（土地の農業上の効率的な利用を図るための措置が講じられているもの）」とあり、農地法施行規則第38条に「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従って行われる農地の転用」に係る例外規定があり、本申請は本市の農業振興地域整備計画に沿って行われるものであります。

転用の確実性につきましては、資金計画上、融資証明書の提出があり支障がないと思われまます。

転用計画面積につきましては、土地利用計画図から妥当な面積であると思われまます。

転用が行われることによる周辺の農地等に係る営農条件への影響については、転用箇所が申請者の農地、道路及び雑種地に囲まれており、支障がないと思われまます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

1番につきましては、親から子に農地の所有権を移転して子が農家住宅を建設し、より農業に精力的に従事するというので、問題ないと考えまますので、よろしくをお願いします。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号1番について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第2号異議なしと認め、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任）

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。

御審議いただく全体の件数といたしまして、所有権移転はなく賃借権等

設定につきましては、76件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が8件、西神楽地区が3件、永山地区が1件、江神地区が13件、東旭川地区が51件となっております。

集積面積は、約147haでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権設定の番号2番の案件につきましては、山口委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（山口 喜松） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号2番の案件につきましては、新規賃借権設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（松木 一幸） はい、7番松木です。

賃借権等設定の番号2番の案件につきましては、借主が農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木 剛） それでは、番号2番について、審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、賃借権等設定の番号2番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（山口 喜松） （着席）

○議長（鈴木 剛） 山口委員が関係する案件について決定をいたしました。

続きまして、賃借権等設定の番号13番の案件につきましては清水委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

○委員（清水 利秋） （退席）

○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主任） 事務局。

それでは、内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号13番の案件につきましては、新規賃借権設定案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございます。

この計画につきましても、先ほどの案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

- 委員（一宮 敏昭） はい、5番一宮です。  
賃借権設定の番号13番の案件につきましては、借主が、農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号13番について、審議願ひます。  
御意見、御質問ございませぬか。
- 委員  
○議長（鈴木 剛） （「なし。」の声あり。）  
発言がございませぬので、賃借権等設定の番号13番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（清水 利秋） （着席）  
○議長（鈴木 剛） 清水委員が関係する案件について決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号24番の案件につきましては一宮委員に  
関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（一宮 敏昭） （退席）  
○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。  
○事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号24番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございませぬ。  
この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしてございませぬ。  
以上でございませぬ。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いいたします。
- 委員（清水 利秋） はい、9番清水です。  
賃借権設定の番号24番の案件につきましては、借主が、農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号24番について、審議願ひます。  
御意見、御質問ございませぬか。
- 委員  
○議長（鈴木 剛） （「なし。」の声あり。）  
発言がございませぬので、賃借権等設定の番号24番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（一宮 敏昭） （着席）  
○議長（鈴木 剛） 一宮委員が関係する案件について決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号31番の案件につきましては笹田委員に  
関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。
- 委員（笹田 文彦） （退席）  
○議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。  
○事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号31番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございませぬ。  
この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしてございませぬ。  
以上でございませぬ。

- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。  
賃借権設定の番号31番の案件につきましては、借主が、農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号31番について、審議願ひます。  
御意見、御質問ございませぬか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、賃借権等設定の番号31番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（笹田 文彦） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 笹田委員が関係する案件について決定をいたしました。  
続きまして、賃借権等設定の番号41番ないし43番の案件につきましては滝川委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき一時退席をお願いいたします。
- 委員（滝川 岳雪） （退席）
- 議長（鈴木 剛） それでは事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
賃借権等設定の番号41番ないし43番の案件につきましては、期間更新案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものでございませぬ。  
この計画につきましても、先程の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしてございませぬ。  
以上でございませぬ。
- 議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- 委員（石尾 卓也） はい、11番石尾です。  
賃借権設定の番号41番から43番までの案件につきましては、借主が、農地を賃借し、経営の安定を図るということで問題ないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（鈴木 剛） それでは、番号41番ないし43番について、審議願ひます。  
御意見、御質問ございませぬか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませぬので、賃借権等設定の番号41番ないし43番について異議なしと認め、計画を決定いたします。
- 委員（滝川 岳雪） （着席）
- 議長（鈴木 剛） 滝川委員が関係する案件について決定をいたしました。  
引き続き、他の案件について審議を求めませぬ。  
事務局から説明いたします。
- 事務局（荒 主任） 事務局。  
それでは、内容について御説明いたします。  
議事参与制限の7件を除いた賃借権等設定69件の内訳につきましては、新規賃借権設定案件が4件、農地中間管理機構案件が1件、賃借権の期間更新案件が37件、借主変更案件が27件となっております。  
この69件の計画につきましても、先ほど御審議いただいた7件の案件と同様、旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしてございませぬ。

- 以上でございます。
- 議長（鈴木 剛） それでは、賃借権等設定番号1番及び3番ないし12番、14番ないし23番、25番ないし30番、32番ないし40番、44番ないし76番について審議願います。
- 御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第3号異議なしと認め、計画を決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」御説明いたします。

東鷹栖地区で1件、永山地区で1件、東旭川地区で4件、合計6件の願出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表の中程にあります現地調査欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第9条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば願います。

○委員（山口 喜松） はい、4番山口です。

1番につきまして、現況を確認したところ山林化しており農採地以外と判断しましたので、よろしく願います。

○委員（宿谷 昌一） はい、1番宿谷です。

2番につきましては、現況を確認したところ、宅地の一部となっており農採地以外と判断しましたので、よろしく願います。

○委員（笹田 文彦） はい、8番笹田です。

3番の土地につきましては、以前から雑種地化しており、また、4番の土地につきましては、以前から倉庫2棟が建っていたため、農採地以外と判断しましたので、よろしく願います。

○委員（鹿野 直子） はい、6番鹿野です。

5番及び6番の土地につきましては、以前から山林化しており、農採地以外と判断しましたので、よろしく願います。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第4号について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第4号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（井上 主査） 事務局。

日程第5議案第5号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明いたします。

議案第5号別紙及び資料を御覧ください。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、「市町村長は農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。

その趣旨は、農業委員会が、市町村整備計画の推進に必要な農地の流動化等、農地の利用関係の調整といった集団化構造政策の推進上、重要な役割を担っていることにより、旭川市長からこの計画変更についての意見を求められているものです。

今回は、編入が2件、除外が3件、マスタープランの変更が1件、合計6件の変更案となっております。

今回、計画変更について意見を求められているところでありますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第5号について審議願います。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第5号「異議なし」と認め、計画の変更案が妥当である旨を旭川市長に回答することに決定をいたします。

---

○議長（鈴木 剛） 続きまして、日程第6議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第6議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する意見について」御説明いたします。

本件につきましては、農業公社から借主へ農地中間管理事業の実施として賃借権を設定する計画案5件でございます。

それでは、内容について御説明いたします。

番号1番につきましては、平成29年度第12回農地部会において計画案を提出しておりましたが、借受予定人が法人を設立したことに伴い、計画案が廃案となったため、今回改めて借受予定人が設立した法人である借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

番号2番及び番号3番につきましては、従前の借受人が法人を設立したことにより、借主変更を行うため、借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

番号4番につきましては、さきに議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」の番号34において、北海道農業公社が農地所有者から農地を借り受ける旨の御決定をいただいたところですが、当該農地について、地区内の借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

番号5番につきましては、従前の借受人が規模縮小のため、農業公社と双方合意の上、賃借権を合意解約し、この土地について、改めて地区内の借受人へ賃借権の設定を行うものであります。

いずれの計画案につきましても、賃借権設定期間の始期は、北海道知事の認可公告がなされてから、これは予定では平成30年8月10日となっております。

配付しました資料1ページをご覧ください。農地中間管理事業において農地を借り受けることができるものは、農地中間管理機構へ借受希望者として登録された者の中から、農地中間管理事業規定第9条に基づき決定す



ることとされており、本計画案につきましては、いずれも基本原則にのっとり、優先順位によって借受人を選定されております。

いずれの計画案の内容につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項及び農地中間管理事業規定第9条に適合しており、適正なものであると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。

1番から5番について補足説明します。

いずれの案件につきましても、議案の選定理由にありますとおり、借受希望者を選定するもので、地区としても問題ないと考えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木 剛） それでは、議案第6号について審議願ひます。

御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、議案第6号「異議なし」と認め、農用地利用配分計画案は適正であると決定いたします。

---

○議長（鈴木 剛） 引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第7報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で1件、西神楽地区で2件、東旭川地区で8件、合計11件の届出があり、届出の内訳としましては、全て相続による取得でございます。

これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。

日程第8報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区で5件、西神楽地区で1件、東旭川地区で24件、合計30件あり、こちらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。

○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 次に、日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」事務局から説明いたします。

○事務局（石山 主任） 事務局。

日程第9報告第3号「農地所有適格法人の報告について」御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から9番までの9法人です。これらの法人について別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件の全てを満たしていることを確認しました。

また、資料末尾にお示しした4法人について、期限までに報告書の提出がなかったため、5月25日付けで督促の通知を送りました。

このうち、1番及び2番の法人については、その後報告書が提出されましたので、要件を確認し、本日報告したところです。

以上でございます。

○議長（鈴木 剛） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問ございませんか。  
○委員 （「なし。」の声あり。）

○議長（鈴木 剛） 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

---

○議長（鈴木 剛） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたします。

これをもちまして、平成30年度旭川市農業委員会第3回定例農地部会を閉会いたします。